

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第七編 林業・漁業労働者の状態

第二章 漁業従業者の状態

第二節 労働日数と労働時間

漁業労働の対象は、沿岸浦浜の根付・磯付の魚介藻類から、カツオ・イワシ等の回遊性の魚、さらに夏季、南極に集団的に群遊する鯨まで数百種に上る魚類である。したがって、これら魚類の移動性や季節性等の自然的条件によつて、漁業労働は多かれ少なかれ季節的に繁閑の差をもち、また魚類の発見から捕捉まで機を逸せず、敏速に行動しなければならないために、労働の強度も時間的にはげしい波動をもつことになる。

漁業における年間労働日数は第219表に見られるように、業種によつてひどいような差があり、季節的にも大きな制約を受けていることが知られる。一九五二年の夏におこなわれた福島県小名浜町の調査によれば、漁業労働者の年間漁業従事月数は第220表のごとく、極めて不定期である。経営規模が小さいほど自然的条件に左右されることが多く、漁期は断続し、漁業労働者の雇用も断続するから、漁業労働者は二種以上の漁業に従事しなければならないのみでなく、漁期以外は自家の小生産漁業や農業に従事する場合が多い。経営が拡大し漁船が大型化するに伴つて、年間操業が次第に可能となり、漁夫も小生産者の性格を脱脚して近代的漁業労働者に生長してゆく。しかし今日でも、たいていの漁業はまだ季節性を克服していない。以西機船底曳漁業などではほとんど季節的変化が見られなくなるが、その他の遠洋・沖合など比較的近代化された漁業でも、季節性はかなりはげしく(第221表)、たとえば、カツオ漁業の漁期が終つてマグロ漁期にきりかえる場合、あるいは、サンマ漁業が底曳にきりかえられる場合などには、大量の漁業労働者が過剰労働者として下船させられる。こうして漁業労働者の多くは漁期によつて就業が制約され、きわめて不安定な状態におかれている。ここに出稼その他、漁業労働者ののはげしい移動性が作り出される。四九年の漁業センサスによつて、漁業労働者数の年間変動をみると、漁業労働者の最も多い一〇月の三八万人にたいして、最も少い二月は一九万人であつて、その差は二倍以上になつている。

定期的な出稼労働者のみでなく、漁期を追つて転々移動する流浪的労働者も相当数に上つている。

ただし、このような漁業労働の不安定性が、魚類の季節性等の自然的条件のみによるものでないことはいうまでもなく、そのことはチャコフスキーの小説「こちらはもう朝だ」が南樺太の漁業について感銘深く描いている通りである。次に、労働時間について見ると、先の第219表によつて知られる通り、業種による差異も大きい、一般にきわめて不定であり、極度の労働集約と延長が断続する。魚群を発見した時に、短時間の間に集約反覆して捕獲するために、不規則、不定期に猛烈に強度な労働が長時間おこなわれ、トロールなどの遠洋漁業の場合には昼夜の別なく漁撈作業が続けられるために睡眠は奪われ、寸断される。トロール船の労働時間は一二時間が普通であり、極端な場合には、夜の労働時間が昼のその四倍になつたり、昼の労働時間が夜の三倍になつたりする(暉峻義

等「トロール底曳漁業労働調査報告」第三部を参照)。南方マグロ漁業では実働時間が一六—一八時間に及ぶ。定置網や地曳網のような地先を漁場とする漁業でも、早朝四時—五時から一〇—一三時間の拘束労働時間をもつことになる

遠洋漁業から沿岸漁業までを通じて、労働の不規則性と労働日の長時間性は一般化している実状であり、拘束時間が長く労働と休憩の時間の間に秩序のないことは労働者に大きな肉体的苦痛を与える。睡眠時間を不自然にするのみでなく、食事時間をも奪い、船上では多くは立つたまま大急ぎで食事することから、胃腸病が漁業労働者の一般的な職業病の一つとなつている。

漁業労働者のうち三〇トン以上の漁船に乗組む者は船員法の適用を受け、三〇トン以下の漁船に乗組む者は労働基準法の適用を受けることになつているが、船員法では、漁船内の労働時間、休日、定員に関する規定の適用は除外されており、また、労働基準法でも、労働時間、休日、休憩に関する規定は適用されておらず、いずれにしても漁業労働者は労働時間について法的保護をほとんどうけていないといつてよい。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1954年版(第26集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
